和牛繁殖経営支援緊急対策費補助実施要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制定 | 令和７年１月28日付け | 畜第885号 |

第１　趣旨

　和牛繁殖経営体は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、子牛価格の大幅な下落により、厳しい環境に置かれている。

　本県の和牛繁殖経営の安定を図った上で、和子牛の生産基盤を強化していくためには、和牛繁殖経営体の生産費の上昇に対し支援する必要があることから、和牛繁殖経営支援緊急対策費補助金交付要綱（令和７年１月28日付け畜第884号岩手県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により和牛繁殖経営支援緊急対策費補助を実施するものとする。

第２　事業の実施

　１　事業実施計画の承認

(１)　交付要綱第２に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に、肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「国運用通知」という。）第２の５の規定に基づき保留することが見込まれる和子牛、優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱（令和６年３月　　18日付け５農畜機第8206号）第３に規定する飼養管理向上のための取組を実施する経営体が国運用通知第２の４の規定に基づき販売することが見込まれる和子牛を取りまとめ、別紙様式第１号により事業実施計画を知事に提出するものとする。

(２)　(１)により提出を受けた知事は、事業実施計画について、別紙様式第２号により承認するものとする。

２　事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、第２の１に準じた手続きを行うこととする。

(１)　補助金額の増減を伴う変更

(２)　事業実施主体の変更

(３)　事業の中止又は廃止

第３　事業の着手

　年度内に実施した事業行為について、当該年度補助事業の対象とすることができるものとする。

第４　事業の完了に伴う手続き

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第３号により、知事に提出するものとする。

第５　事業の推進指導

１　事業実施主体は、県の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、事業に参加する和牛繁殖経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

２　事業実施主体及び事業に参加する和牛繁殖経営体は、県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

３　県は、第２の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び事業実施主体又は事業に参加する和牛繁殖経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第６　帳簿等の整備保管等

１　事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第７　その他

　県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

附　則

　この要領は、令和７年１月28日から施行する。